

グループホーム ハートケアライフ八軒運営推進会議議事録

<平成24年度 第2回運営推進会議>

[日時] 平成24年 6月 19日(火) 13:30~14:30

[会場] GHハートケアライフ八軒 1F 居間・食堂スペースにて実施

[出席者] 15 名

- 地域住民の代表
 - 宮 嶋 保 (西八軒町内会の方)
 - 川 井 久美子 (地区民生委員)
 - 千 田 忍 (西八軒町内会 青少年部部长・西八軒主任児童委員)
- 西区第一地域包括支援センター
 - 下 村 実千子(主任介護専門員)
 - 平 野 玲 子(看護師)
- 札幌市立大学看護学部 3年
 - 中 井 美 穂
 - 長谷川 晶 子
- 入居者ご家族
 - 梅 村 すみ子(1F 入居者家族)
 - 川 岡 満里子(1F 入居者家族)
 - 大 関 裕 子(2F 入居者家族)
- グループホーム運営事業所
 - 三 浦 浩 美(代表者)
 - 一 條 英 子(1F 管理者)
 - 加 藤 美 穂(1F 介護リーダー)
 - 神 原 陽 子(2F 管理者)
 - 高 橋 昌 隆(2F 計画作成担当者)

[会議内容]

1. 「運営推進会議」の概要説明

参加者紹介に続いて、今回初めて出席された方もおられるため「運営推進会議」について、平成18年からグループホームには、入居者家族・地域住民の方・地域包括センターの方などに参加していただき、2ヶ月に1回開催する事が義務付けられています。グループホームでの「抱え込み」を防止するために、地域の方や外部の方に情報公開をして意見をいただき、ホームでのケアに役立てるためですと説明しました。

2. 指定認知症対応型共同生活介護の身体拘束について……資料添付

3. ホームとしての身体拘束防止の取り組みについて……資料添付

4. 質疑応答

宮島様から、「このホームで行動制限は行っていないとのことですが、対象になる人はいないということですか？」との質問に、ホーム側から「いますが、行動制限を行わない方法で対応をしています。」とお答えしました。平野看護師から「しなければならぬ場合は、同意書ももらっているのですか？」と質問があり、ドアチャイムについても質問がありました。センサーマット使用の際は、必ずご家族の同意書をいただいていることを説明しました。大関様から「転んで骨折する事が心配だったが、センサーマットを使えるようになって安心した。」との感想が述べられました。梅村様からは、「認知症は複雑。ここに入る前は、内科にかかっていたが「ない物が見える。」という症状が出て、精神科にいこうとしたところ、先生から「薬漬けになり、命を縮める。」といわれ、脳神経外科を受診したことをきっかけにグループホームに入ることになった。手続きをしに初めてここに来た時、臭いが無いことに驚いた。汚物がすぐに処理され、清潔にしているお陰と感謝しています。孫が来た時、難しい漢字を主人が読んだ姿を見て、まだこのような事ができるということにびっくりした。」との意見があり、下村様からの「他の所では、臭いがあるということですね。」との質問に、「私は長年ヘルパーをしていたので、このように臭いがない所は少ない。」とお答えがありました。川岡様からは、「入居してから、とても丁寧に世話していただいている。ありがたいと思っています。」と意見がありました。

宮島様から「拘束はできず、対応しきれないということで退居させることもありますか？」との質問に、「本人や他入居者に生命の危険がある場合などは、退居もあり得ます。精神疾患のある方が入居され対応に苦慮しているという話が、グループホームの会議の中で話されています。そのような場合は、ご家族とDrに相談して入院となる場合もあります。」とお答えしました。千田様からは、「この会議に参加して、私の考えていた身体拘束とは大きく違いました。精神的なものまで拘束に当たり、配慮して対応しなければならない時代なのだと思います。」と感想が述べられました。

5. グループホームにおける前回以降の行事実施報告と今後の予定について

1階では、4月19日 八軒「福まちサロン」参加、29日「昭和の日」お手玉・けん玉などのゲーム、5月5日「端午の節句」鯉のぼりのちぎり絵・べこ餅作り、6日 農試公園の花見、13日「母の日」たこ焼き作り、17日「父の日」ホーム内での回転ずしを行いました。

予定としては、6月25日「由仁ガーデン」お花畑鑑賞とランチバイキング、日程未定で道庁の蓮池鑑賞を考えています。

2階では、1階とほぼ同じ行事のほか、西区の歴史資料館(手稲・三戸部)見学、毎月1回東区民センターの「ロビーコンサート」鑑賞を実施しました。今後は、「由仁ガーデン」、7

月9日「木下サーカス」見学、7日 入居者の誕生日に「回転ずし外食」、日程未定で、藻岩ロープウェイ登山を計画していますと報告しました。

宮島様からの「1・2階合同で行った行事はありますか？」の質問に、ケアはフロア単位で行っているため、それぞれのユニットの入居者に合わせた行事を行っていますが、毎月2回行っている「音楽療法」など合同でできるものは、行っていますと説明しました。

6. 運営推進会議の次回開催予定

「平成24年度 第3回運営推進会議」の開催を8月21日(火)としました。

7. 総括

札幌市立大学3年の中井様から「ご家族の意見を生で聞く事はなかったので、大変参考になりました。行事で、季節・日の流れがわかり、良いと思いました。」長谷川様からは、「職員・入居者家族の話を聞いて、家族に対しても、きめ細かい対応をしていると感じました。センサーなど使用するときも入居者・家族にきちんと説明をして同意を得ている事を知りました。」と感想をいただきました。

最後に、ホーム側から「ご家族から、感謝の言葉をいただくと励みになります。今までの運営推進会議では、外部の方からの話を聞く機会はありませんでしたが、今回は私どもが取り組んでいる身体拘束防止について説明したところ、このように活発な会議を行うことができ、光栄です。今後も、皆様のご意見を頂き、更に、良いケアに取り組んでいきます。」とお伝えして会議を終了しました。

以 上

平成 24 年 6 月 19 日

I 認知症対応型介護における身体拘束について

(1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をする事が原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

【介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベットに体幹や四肢を紐等で縛る
- 転落しない様に、ベットに四肢を紐等で縛る
- 自分で降りられないように、ベット柵で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋を付ける
- 車椅子、椅子からずり落ちたり、立ちあがったりしないように、拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける
- 脱衣やオムツ外しを制限するために「介護衣、つなぎ服」を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢を紐で縛る
- 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する

Ⅱ ハートケアライフ八軒における基本方針

- (1) 当ホームにおいては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限は禁止しています。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応
本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は以下の手順に従って実施しています。
 - ① カンファレンスの実施
「拘束による利用者の心身の状態」「拘束をしない場合のリスク」を各フロア全職員で検討、確認をする。身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束方法、場所、時間帯、期間について検討し、本人、家族に対する同意書を作成
 - ② 利用者本人や家族に対しての対応
身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間を詳細に説明し、十分な理解が得られるようにし、今後の方向性、本人の状態を説明し、同意を得た上で実施する
 - ③ 記録と再検討
専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録月1回のカンファレンスで拘束の必要性を検討し直す。
 - ④ 拘束の解除
記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、解除します。その場合は本人、家族に報告します。
- (3) 身体拘束委員会の設置
定期的開催し、現状の把握及び改善にむけた検討、確認を行う。
- (4) 札幌市主催。グループホーム協会主催の研修へ年数回参加し知識を深め、施設内研修を行うことで知識を深めて日々のサービスへ活かしている
- (5) 現在ホームで実施している身体拘束
※離床式センサーマットの使用・・・1階：1名 2階：3名
※床置きセンサーマットの使用・・・1階：1名
※各フロア入り口：ドアホン・・・昼間に時間帯フロアで職員が1名で見守りを行う時に使用
- (6) 日常の介護における留意事項
 - ① 利用者主体の行動、尊厳ある生活になるように援助する
 - ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない（透明拘束）
 - ③ 利用者の思い、意向を汲みとり、ケアプランに反映させ、全職員が共有しサービスに努める。
 - ④ 利用者の安全を確保する観点から、「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行わない様に職員間で振り返りながら日々の生活を援助する。

【グループホームハートケアライフ八軒運営理念】

- 1, 慣れ親しんだ生活様式
 - 2, 障害を補い 自然な暮らし
 - 3, 個々を理解し受け入れる
 - 4, 自信と感情が生まれる暮らし
 - 5, 豊かな人間関係を保ちあう暮らし
- 《運営理念を理解することが大切である》